



# ウェブ登記手続案内のご案内

## ウェブ登記手続案内とは？

ウェブ会議（※）を利用して、法務局の担当者に、登記手続に関する質問をして、説明を受けることができるサービスです。申請書の様式などの資料を、画面上で確認することも可能です。お手元のパソコンやスマートフォンから利用することができます。また、予約は専用サイトから24時間可能です。

※Cisco Systems,Incが提供する「Cisco Webex Meetings」を利用します。

## ご利用の流れ

### ① 予約

インターネットで「法務局手続案内予約サービス」（<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-jak-u/>）にアクセスして予約してください。

### ② 招待メールの受信

法務局から、ウェブ会議招待メールをお送りします。



### ③ ウェブ登記手続案内

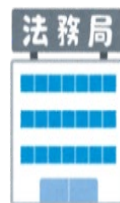
予約日時になりましたら、ウェブ会議招待メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加して、法務局担当者とお話してください。なお、1回のご利用時間は20分以内です。



画面で  
確認できます

登記手続に関する質問

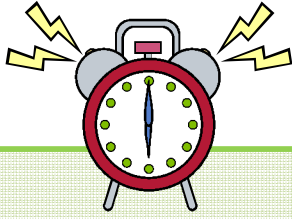
様式の案内、添付書類等の説明



## ご注意ください

- ウェブ登記手続案内でご案内できる対象は、長野地方法務局（支局含む。）の管轄内の不動産に関する登記手続と、会社・法人に関する登記手続です。
- ウェブ登記手続案内は、「Cisco Webex Meetings」（Cisco Systems,Incが提供するウェブ会議サービス）を利用するため、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。なお、ウェブ手続案内の利用に係る通信料は、利用者のご負担となります。
- スマートフォン又はタブレットを利用する場合、「Cisco Webex Meetings」（無料版）のアプリが必要となりますので、あらかじめインストールをお願いします。

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ



## ご利用は **20分以内**

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。  
予約時間に**10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものとして取り扱います。**



## 申請書の記載方法を説明します

代表的な申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、**ご自身でダウンロードの上、あらかじめ内容をご確認ください。**



## 事前の審査・法的判断は **できません**

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



## ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が**書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。**  
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



## 補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。  
**登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。**



## 申請資格のない方お断り

**申請人本人(親族・従業員を含む。)のご利用に限ります。**本人確認していますので、ご協力ください。  
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。  
※資格者代理人は書面照会をしてください。  
(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

ご協力のほど、よろしく願いいたします。

長野地方法務局